

議員提案第62号

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正について

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月30日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高橋三義

梅山修

渡辺和光

加藤大弥

小泉仲之

本岡良雄

佐藤誠

小山進

永井武弘

渡辺仁

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年新潟市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第1条中「56人」を「51人」に改める。

第2条中「北区 6人」を「北区 5人」に、「東区 10人」を「東区 9人」に、「中央区 12人」を「中央区 11人」に、「江南区 5人」を「江南区 4人」に、「西区 11人」を「西区 10人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例の規定は、この条例施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。